

## Q&A（中小企業ロボット産業参入促進事業（ロボット開発プロジェクト））

（１）応募要件に下記のとおり記載があるのですが、予定では３年以内に商品化される見込みのところ、状況の変化により、３年以内に商品化できなかった場合、受領した補助金は返金する必要があるのか。

▶▶▶回答：本件は、募集要項の２（３）②に記載のとおり、３年以内の商品化が見込まれる企画提案を求めています。現時点では、将来の状況は想定しておりません。また、本件は、補助事業でなく、県と委託契約を締結し、生活支援ロボットの実用化及び普及を推進していただく事業となります。

なお、応募プロジェクトは、複数の有識者で構成する審査会で３年以内での商品化の可能性を審査させていただきます。

（２）募集要項に記載ありますが、参加資格について

２法人以上で応募する場合、提出資料（直近２年分の決算書と登記簿謄本）は、幹事法人１社分でよいでしょうか。

▶▶▶回答：すべての法人が対象となります。

（３）企画提案書の様式３の２①「県内中小企業への発注」について、申請企業が県内中小企業であれば、モノを他社から購入する場合や、モノを伴わないコンサルがはいる場合も県内中小企業への発注ということで記載してよいものでしょうか。

▶▶▶回答：募集要項の別紙に記載のとおり、県内中小企業で製造・開発等する場合や、県内中小企業である申請者、共同実施者が自ら製造・開発等する場合は、対象となります。

（４）所要経費の期間

所要経費対象期間で、開始はいつになるのでしょうか。

▶▶▶回答：契約締結日以降が支援対象となります。

（５）発注と再委託の区別はどのように考えているのか。

▶▶▶回答：契約書（案）の第８条※に記載のとおり、委託事業の全部を一括、又は主たる部分の委任等が再委託となります。

※「受注者は、この契約について委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。」

(6) 様式2で、提出した所要経費が、企画提案時から変更となった場合は、どのように処置するのか。

▶▶▶回答：業務委託契約の内容により委託事業を実施していただくことになります。また、契約後に、変更が見込まれる場合は、仕様書の7の(14)※の規定のとおり、あらかじめ承認を受けていただく必要があります。

※「採択プロジェクトの内容や、あらかじめ届け出た委託事業費の用途を変更する(ただし、対象経費項目の20%以内の軽微な変更を除く)ときは、あらかじめ発注者に報告し、承認を受けること。」

(7) 様式2の記載について

▶▶▶回答：様式2に記載のとおり、各項目を税抜き金額で記載し、それらの合計額の10%を消費税相当額として記載していただきます。そして、各項目(税抜き)の合計と消費税相当額を合計して、申請額としてください。

(8) 工具・器具・資料等の購入費は、税込み5万円以内に限る。と記載してあるが、購入費用の合計金額が5万円以内ということか。

▶▶▶回答：工具等の一つの購入費が5万円以内となります。

(9) 様式2の所要経費、消費税相当額に記載について

▶▶▶回答：質問(7)と同様に、記載してください。

(10) 今回の弊社が開発対象にするロボットは、センサー付、制御機能付、駆動装置付のロボットシステムとなるが、応募は可能か。

▶▶▶回答：募集要項との相違はなく、応募可能です。

(11) 企画提案書の様式3の2②中の「達成目標(R6.3.22)」はどのように記載するのか。

▶▶▶回答：事業完了時の完了検査に必須な項目であるため、基本設計等の進行状況が占める割合や、試作機の完成等の達成可能な数値等を記載してください。

(12) 開発支援額の最低金額の設定はあるでしょうか。

▶▶▶回答：ありません。

(13) 部品購入について、通販サイト等の利用ではなく県内の商社、代理店等から積極的に購入をすることを求められているでしょうか。

▶▶▶回答：製品購入、ソフトウェア加工等で県内中小企業を積極的に活用することを求めています。なお、通販サイトや代理店での購入でも、その製品が県内中小企業での製造が確認できるものであれば、支援対象となります。

(14) 取引のある商社は神奈川県内の支社であり、本社は東京という場合神奈川県内の対象会社となるでしょうか。

▶▶▶回答：県内中小企業で製造していることがわかる物品などは対象となります。

(15) 部品によってはホームセンターなどで購入することが可能な商品もありますが、県内のホームセンター利用であれば神奈川県内の対象会社となるでしょうか。

▶▶▶回答：県内中小企業での製造が確認できるものが対象となります。

(16) 物品などを中小企業で製造開発したことを明確に証明できるようにすることとは、何をもって証明すればよいでしょうか。

▶▶▶回答：納品書、領収証、製造証明書等で、県内中小企業が開発、設計、製造したことがわかるように証明してください。

(17) 様式(03\_提案書作成要領・提案書様式に空欄に記述できない空欄がある。)の不備について

▶▶▶回答：様式を修正いたしました。